

# 公 告

次のとおり市有財産を売り払いますので、買受希望者は物件並びに売却条件を了知のうえ参加申込書を提出してください。

令和3年4月1日

士別市長 牧 野 勇 司

記

## 1. 売却方法

買受希望者による一般競争入札

## 2. 参加申込受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年5月14日（金）午後5時まで  
※月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までの間に申し込むことができます。

## 3. 受付場所

士別市役所総務部財政課契約管財係（電話0165-26-7785）

## 4. 売払うする物件

土地

①所在 士別市東4条北7丁目  
地番 4番4  
地目 宅地  
地積 306.95㎡  
最低売却額 2,057,000円

②所在 士別市東4条北7丁目  
地番 4番5  
地目 宅地  
地積 306.92㎡  
最低売却額 2,057,000円

③所在 士別市東4条北7丁目  
地番 4番6  
地目 宅地  
地積 306.87㎡  
最低売却額 2,341,000円

## 6. 用途の制限

(1) 取得する目的が景観を著しく損なう等、周辺地域の環境を悪化させるものでないこと

とします。また、所有権の移転の日から5年を経過するまでの間は、売り払い物件の転売をしてはならないものとします。

## 7. 参加資格

- (1) 士別市暴力団排除条例（平成26年条例第19号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員、又はこれらに関係する者でないこと
- (2) 落札後、期日までに売買代金を納入できる者であること。（契約時には契約保証金のほか、登録免許税や印紙などが別途必要です。）

## 8. 入札保証金

免除します。ただし、落札者は、落札後に正当な理由なく契約を締結しないとき、違約金として、入札額の5%の額を市に納めていただきます。

## 9. 契約保証金

売買代金の10%以上の額とし、落札者は、契約時に市に納めていただきます。

なお、契約保証金は売買代金に充てることができますが、契約保証金納付後に正当な理由なく契約を締結しないときや、契約不履行のときは契約保証金を返却致しません。

## 10. 入札執行日

令和3年5月27日（木）午前9時30分

### 11. 入札執行会場

士別市役所 会議室201

### 12. 契約者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、最低売却価格を超えた最高の価格で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札した者が2以上いる場合は、くじ引きにより契約者を決定します。

### 13. 売買契約

落札の日から起算して7日以内（休日を含む。）

### 14. 売買代金

落札者は、契約書に定める売買代金から契約保証金を除いた額を別に発行する納付書により、契約書に定める日（契約日から1か月以内）まで一括納付していただきます。

なお、売買代金の納入を遅延した場合は年2.5パーセントの割合で利息を加算し、限度を30日とします。

### 15. 申込方法

「入札参加申込書」を士別市のホームページからダウンロードし、必要事項を記載の上、必要書類を添えて、総務部財政課契約管財係まで提出してください。（申込書は財政課でも配付しています。）

### 16. その他

- (1) 物件については、現地調査、税務課土地台帳等の閲覧（有料）等により熟知の上、入札に参加してください。
- (2) 入札人は、入札書に所要の事項を記入し記名押印の上入札してください。ただし、入札代

理人による場合は、入札執行前に委任状を提出し、入札書には代理人が記名押印してください。

- (3) 入札後の入札書は、いかなる理由があっても取り替え及び修正並びに取り消すことはできません。
- (4) 次に該当する入札書は、無効とします。
  - ア. 入札参加資格のないものが入札したとき
  - イ. 同一人が金額の違った2以上の入札をしたとき
  - ウ. 入札書に記名押印のないもの
- (5) 次に該当するときは、落札を取消すものとします。
  - ア. 落札者が契約の締結を辞退したとき、又は指定した期限内に契約を締結しないとき
  - イ. 入札に際し、不穏不正があったと認められるとき
  - ウ. 法令及び規則に違反する事態が生じたとき
- (6) 所有権移転の手続きは、売買代金完納後速やかに市が行うものとし、登録免許税等の手続きに要する費用は落札人の負担とします。

## 17. 問い合わせ先

士別市役所総務部財政課契約管財係      電話0165-26-7785